



葛飾区防災ガイド



地震災害編 **22**

地震が起こった時…葛飾区の被害は？ 22

地震発生！ 行動のポイント 23

地震に強い家づくりをしましょう 25

災害から区民を守る ～区の対策～ 28

帰宅困難な場合はどうすれば 29

火事だ！ 初期対応の3原則 30

断水したら 31

地震時における医療体制 32

水害編 **33**

葛飾区で想定される水害 33

水害からの避難 34

日頃の備え 36

水害対策について 37

共通編 **38**

備蓄品について考えてみましょう 38

家族の安全について考えてみましょう 39

正しい情報の入手方法を確認しておきましょう 40

避難所での生活について 41

防災訓練に参加しましょう 43

地域での備え 44

防犯対策編 **47**

放射線対策編 **49**

災害や事故にあったときは **49**

防災マップ **50・51**

葛飾区の地勢と想定される災害

葛飾区は昔、海の底にあり、軟らかい土砂が厚く堆積したため、非常に軟らかい地盤となっています。また、荒川沿岸には木造住宅が密集しています。

荒川・江戸川・中川・綾瀬川など大きな川に囲まれた低地にあり、区のおよそ半分は東京湾の海面よりも低いゼロメートル地帯となっています。



地震が起きると

- 荒川沿岸では延焼火災の危険が高くなっています。
- 東京湾の地形上、大きな津波は起きにくく、海からも離れているので、首都直下地震により津波が発生した場合でも、市街地側への津波による被害は想定されません。

水害が起きると

- 堤防が決壊すると、広範囲にわたって浸水し、数週間水が引かないことが想定されます。
- 崖が無いので、土砂災害の危険はありません。

富士山・浅間山が噴火すると

風向きによっては降灰により、次の影響が想定されます。

- 屋根に灰がたまり、部屋にも灰が入ってくる
- 車のスリップや鉄道などの交通機関への被害
- 精密機器への影響・停電

近年の主な自然災害

平成23年3月	東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)	平成30年7月	西日本豪雨(広島県や岡山県などを中心に221人死亡)
27年9月	関東・東北豪雨(鬼怒川決壊)	9月	北海道胆振東部地震(最大震度7)
28年4月	熊本地震(震度7を2回観測)	令和元年10月	令和元年東日本台風(福島県や宮城県などを中心に104人死亡。葛飾区でも初の警戒レベル4・避難勧告(当時)を発令)
8月	台風10号(岩手県高齢者福祉施設の入所者9人全員死亡)	6年1月	能登半島地震(最大震度7)
29年7月	九州北部豪雨(福岡県朝倉市で34人死亡)		



地震が起こった時…葛飾区の被害は？

首都直下地震などによる葛飾区の被害想定（令和4年 東京都公表）

- 地震の揺れ 震度6弱から6強
- 死者 283人
- 負傷者 3,439人
- 自力脱出困難者 1,239人
- 避難人口 16万9,051人
- 避難生活者 10万9,883人
- 帰宅困難者 3万1,738人
- 揺れ・液状化による建物全壊 4,589棟
- 焼失棟数(倒壊建物を含まない) 5,137棟
- 液状化の可能性 広い範囲で可能性が高い

※冬午後6時 風速8m のときを想定



乾燥した風の強い日に大地震が起きた場合、延焼火災によって区内の多くの建物が焼失する可能性があります。

特に**木造住宅密集地域**は、以下の特徴から、火災のリスクが高くなっています。

木造住宅密集地域の特徴

- ▶ 老朽化した木造建築物が多い
- ▶ 震災時に消防車が入れる幅6m以上の道路が少ない
- ▶ 公園などのオープンスペースが少ない

東日本大震災発生時の葛飾



▲倒壊した堀切菖蒲園の灯籠



▲避難所の様子



▲地割れが起こった木根川橋野球場



▲地震発生直後の新小岩駅



▲地震発生直後の青砥駅



▲地元町会による炊き出し

震度6弱・6強の揺れとは？

震度6弱

- 人が立っていることが困難になる
- 固定していない家具の大半が移動して、倒れる物もある
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れる物もある

震度6強

- 動くこともできず、飛ばされることもある
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れる物が多くなる
- 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
- 耐震性の低い木造建物は、傾く物や、倒れる物が多くなる





地震発生！ 行動のポイント

地震発生

3分

身の安全を最優先に行動

揺れを感じたり、緊急地震速報が鳴った時には、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」安全な場所で頭を守り、揺れが収まるまで待ちましょう。

自宅の安全対策について 25ページ



揺れが収まったら身の周りの安全確認を

慌てず、ガラスの破片などを踏まないように靴やスリッパを履いてから身の周りの安全を確認しましょう。

- ▶ 火の元の確認、初期消火
- ▶ 窓やドアを開け、出口の確保
- ▶ 家族などの安全を確認



5分

近隣の安全の確認を

自宅や近隣の安全を確認し、可能な範囲で初期消火や救助をお願いします。その後、テレビ・ラジオ・SNSから情報収集を行い、適切な行動をとってください。また、日頃から災害時の避難場所や情報収集の方法を確認しておきましょう。

情報収集方法について 40ページ

避難場所について 50・51ページ



10分

水・食料などは蓄えているもので

災害発生直後は人命救助が優先されるため、すぐに救援物資が届かないことがあります。水や食料など生活に必要なものを最低3日分、できれば1週間分備蓄し、自力で乗り切れるようにしましょう。

備蓄品について 38ページ



3日

こんな場所ではどうする？

路上では

手荷物などで窓ガラスや瓦などの落下物から頭を守り、空き地や公園などに避難しましょう。



ブロック塀、自動販売機には近づかない。倒れそうな電柱、垂れ下がった電線に注意しましょう。

エレベータの中では



全ての階のボタンを押して停止した階で降りましょう。



万が一閉じ込められた場合は、非常ボタンで外部と連絡をとり、停電しても慌てずに救助を待ちましょう。

車の運転中では

急ハンドル、急ブレーキを避け、徐々にスピードを落とし、左側に寄せ、エンジンを切る。停止後は交通情報を収集し、状況に応じて行動しましょう。



車を置いて避難する場合は、できるだけ道路外の場所へ移動し鍵を閉めないようにしましょう。



地震発生時の避難行動

地震の時も、水害の時も「とにかく近くの小・中学校に行けば良い」と思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、それは違います。

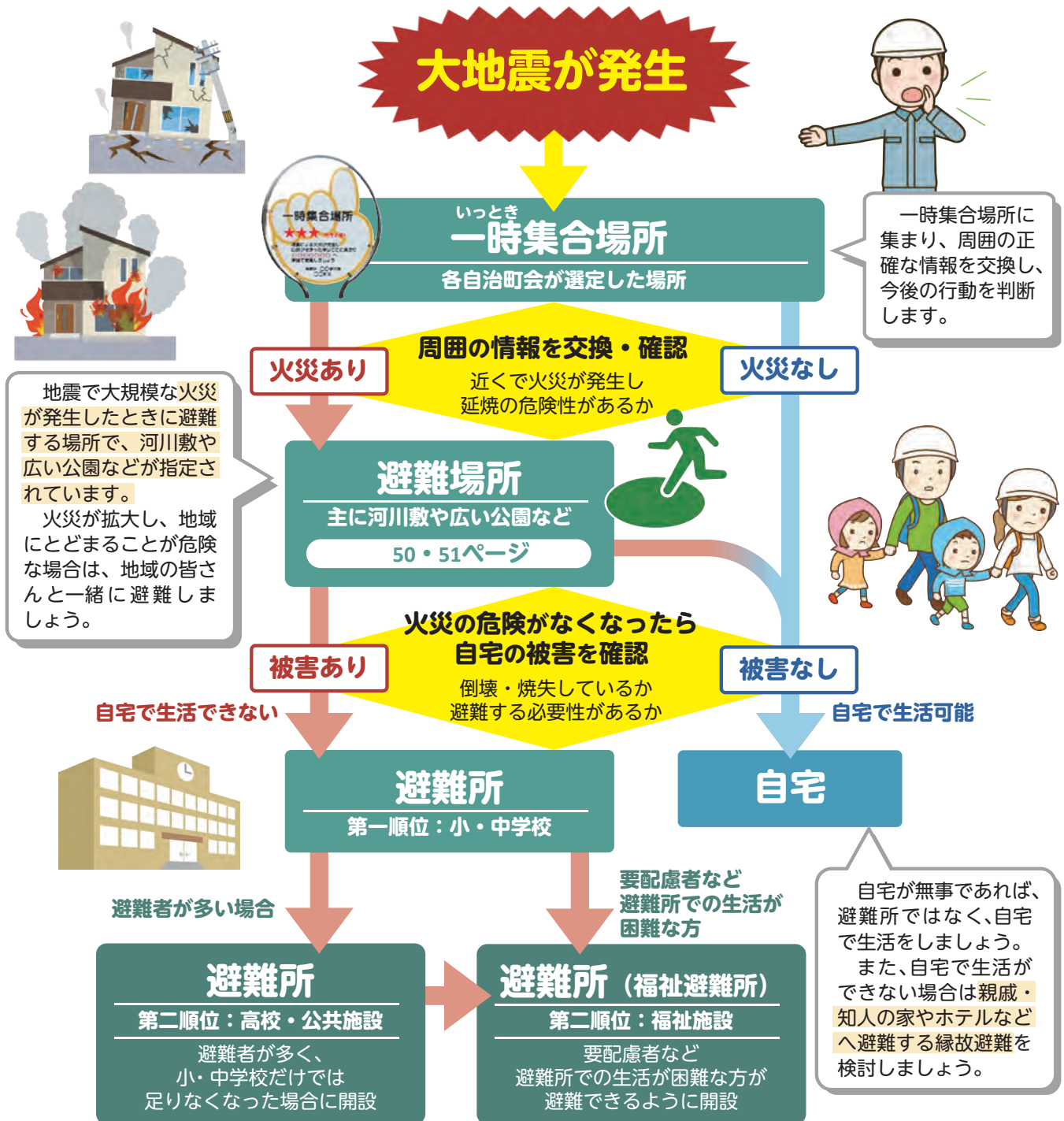
地震の時には、延焼火災から安全を確保するために「避難場所」

に避難する必要があります。

水害の時には、浸水しない安全な地域まで

避難する必要があります。

地震時と水害時では避難行動が異なりますので、正しい避難行動を確認しましょう。



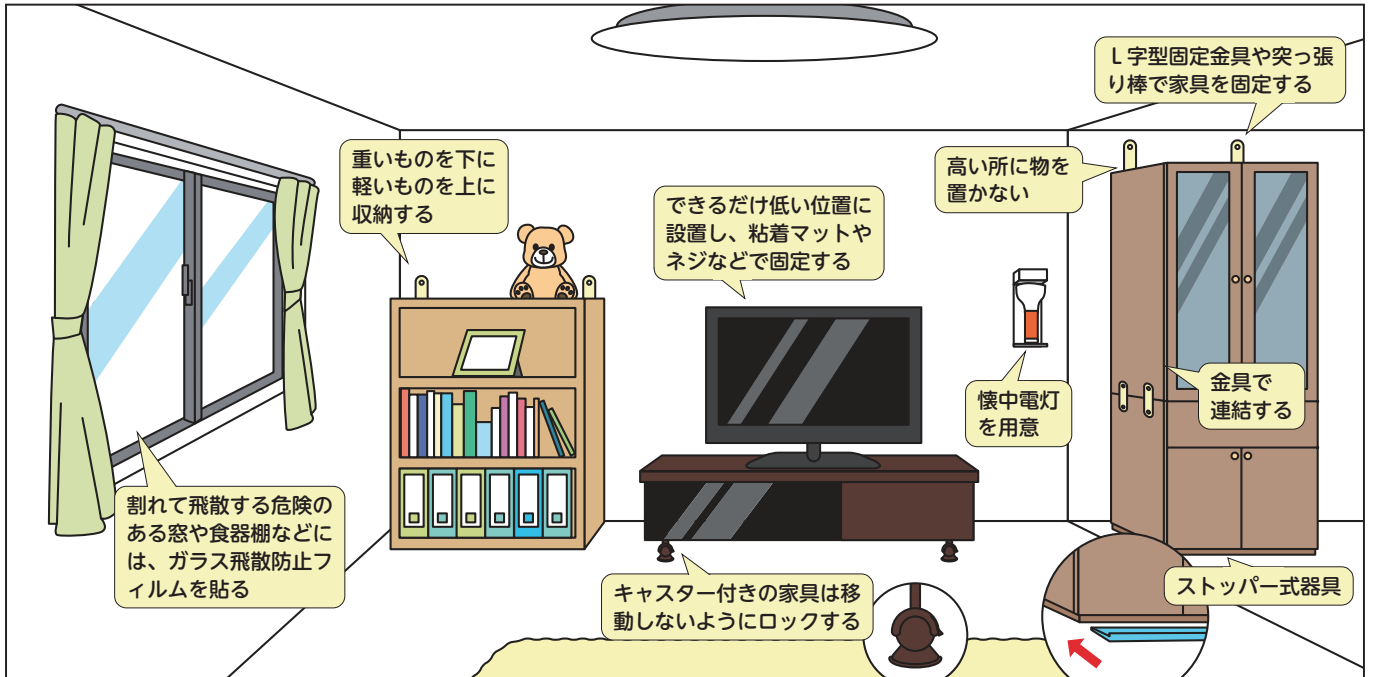


地震に強い家づくりをしましょう

●今すぐ確認！自宅は安全ですか？

地震による死亡や怪我の原因で最も多いのは、建物の倒壊や家具の転倒による「窒息・圧死」であり、阪神・淡路大震災では死者の約8割を占めていました。

自宅の安全を確認し、災害に備えましょう。



家具の配置も確認！

寝室や避難経路となる場所には家具・家電を置かないようにしましょう。他に置き場がない場合は、人がいる向きに倒れないよう配置を工夫しましょう。

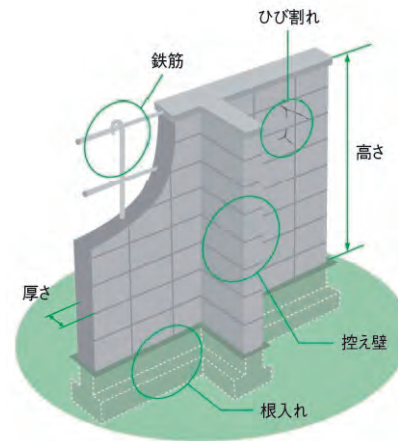
●家の周りの安全も確認しましょう

過去の地震では、ブロック塀や石塀の倒壊で、死者が発生しています。また、倒れた塀は道路をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げることにもなります。

ブロック塀や石塀などは専門家による強度の確認を受け、必要に応じて撤去するか、補強をしましょう。また、生垣化も有効です。



平成19年新潟県中越沖地震（写真提供 首都大学東京 土質研究室）



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会より



地震に対する区の助成

● 耐震診断・改修費助成 **Qwb 601**

地震による住宅等建築物の被害を軽減し、震災時の活動拠点や避難路を確保するために、耐震診断や改修工事などに係る費用の一部を補助します。

- ▶ 木造住宅などの耐震診断に無料で耐震診断士を派遣
- ▶ 木造住宅などの改修設計、改修工事、建替え工事、除却工事
- ▶ 木造以外の住宅等耐震診断、改修設計、改修工事
- ▶ 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震診断、改修設計、改修工事など
- ▶ 特定緊急輸送道路沿道建築物の改修設計、改修工事など
- ▶ 耐震シェルターなどの設置

補助対象建築物や補助金額など、詳しくはお問い合わせください。



担当課 建築課 ☎03-5654-8552

● 家具転倒防止器具取り付け **Qwb 602**

65歳以上の方や障害のある方で構成される世帯に、居室、寝室などにある家具への転倒防止器具の取り付けを支援します。

限度額 3万円

担当課 危機管理課 ☎03-5654-8254



● ガラス飛散防止フィルム貼り付け **Qwb 603**

65歳以上の方や障害のある方で構成される世帯の窓ガラスに、地震が発生したときにガラスが飛び散ることを防ぐフィルムの貼り付けを支援します。

限度額 2万円

担当課 危機管理課 ☎03-5654-8254



● 感震ブレーカー取り付け **Qwb 604**

65歳以上の方や障害のある方で構成される世帯を対象に、大きな地震が発生した時に自動でブレーカーを落とす、感震ブレーカーの取り付けを支援します。

限度額 2万円

担当課 危機管理課 ☎03-5654-8254



分電盤外付型



コンセント型



分電盤内蔵型

● 生垣助成 **Qwb 505**

新たに生垣を造る場合に、経費の一部を補助します。

生垣造成にともなうブロック塀などの撤去も対象となります。

補助額 ①・②合わせて限度額100万円

①生垣幅1m当たり2万3,000円以内

②生垣を造るために既存のブロック塀などを撤去する場合、幅1m当たり8,000円以内(ブロック塀撤去後、生垣とならない部分を除く)

この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。



担当課 環境課 ☎03-5654-8239



●ブロック塀等撤去工事等の助成制度 **Qwb 607**

地震で倒れたブロック塀や石塀が、人的被害や救助活動、消火活動の妨げになることがあります。本区では、ブロック塀等撤去工事等の費用の一部を助成することにより、区民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりをめざします。

工事などを実施する前に手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

助成要件 次の全てに該当すること

- ▶ 区内にあるブロック塀等であること
 - ▶ 道路等または区が管理する公園・児童遊園に面していること
 - ▶ ブロック塀等の高さが1.2m以上であること
 - ▶ 危険なブロック塀等であると区が認めたもの
- この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

担当課 建築課 ☎03-5654-8552

助成額

	区分	助成金額
撤去費	避難路(※)、公園、児童遊園に面している場合	【限度額】 40万円 次の金額の内いずれか低い方 ▶撤去工事に要する経費の1/2 ▶撤去する長さ(1m当たり)×2万円
	上記以外の場合	【限度額】 30万円 次の金額の内いずれか低い方 ▶撤去工事に要する経費の1/3 ▶撤去する長さ(1m当たり)×8,000円
再築費	次の金額の内いずれか低い方	▶再築工事に要する経費 ▶再築する長さ(1m当たり)×1万1,000円

(※) 緊急輸送道路、通学路など

●液状化対策の助成制度 **Qwb 701**

地盤調査費助成

液状化対策工事を実施する前に、区が指定する地盤調査が必要です。

助成額 地盤調査に要した費用の10/10(限度額35万円)

助成要件 次の全てに該当すること

- ▶ 区内で新築・建て替えをする住宅であること
 - ▶ 3階建て以下であること
 - ▶ 延べ面積が500㎡以下であること
 - ▶ 助成対象敷地の所有者などから公表の承諾を受けていること
- この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

調査方法 ボーリング調査(標準貫入試験)、土質試験、地下水位測定など
調査結果は区で利用させていただきます。



助成要件に合う場合

液状化対策費助成

地盤調査の結果、液状化被害の可能性が「高い」または「比較的低い」と判定され、対策工事を実施する場合に、工事費用の助成をします。

助成額 液状化対策工事に要した費用の1/2(限度額90万円)

助成要件 次の全てに該当すること

- ▶ 区内で新築・建て替えをする住宅であること
 - ▶ 木造3階建て以下、その他の構造は2階建て以下であること
 - ▶ 延べ面積が200㎡以下であること
 - ▶ 助成対象敷地の所有者などから公表の承諾を受けていること
- この他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

担当課 建築課 ☎03-5654-8552





災害から区民を守る ～区の対策～

● 学校避難所の防災機能の強化

災害時に避難所となる学校にマンホールトイレや井戸を整備し、防災機能の強化を図っています。

● 防災活動拠点の整備

防災活動拠点とは、電気・ガス・水道が使えないときに備え、かまどベンチ(イス)や仮設トイレなどの生活支援設備、救出救助活動に使う資器材を配備した公園です。運営は地域の自主運営で行われます。防災活動拠点の場所は、防災マップ(50・51ページ)で確認できます。

かまどベンチ

平常時には腰掛けとして使用しますが、災害時には座板を外して、かまどとして使用することができます。



▲かまどベンチ

防災井戸・手押しポンプ

防災倉庫の屋根に降った水を地中に設置した貯水槽に貯め、災害時に生活用水として使用します。井戸水を使用する手押しポンプもあります。



▲手押しポンプ

マンホールトイレ

災害時に仮設トイレ用マンホールのふたを開け、その上に仮設トイレを設置します。



▲マンホールトイレ

● 防災士資格取得助成

地域の防災リーダーの育成を目的に、「防災士」の資格取得にかかる費用を助成し、自助・共助による地域防災力の向上を図っています。

● 災害時における応援協定の締結

区では周辺自治体や事業者などと、災害時の救援物資・医薬品の提供、避難場所の使用などについて応援協定を締結しています。

● 木造住宅密集地域の整備

区内には、老朽化した木造建築物が密集している住宅市街地があります。この地域は、防災面で多くの課題を抱えているため、密集住宅市街地整備促進事業(※1)に取り組み、地区計画による規制・誘導や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めています。

(※1) 災害時の避難路や緊急車両の通行を確保するため、道路の幅員を6メートルに拡幅する他、公園や小広場を整備し、防災性の向上や住環境の改善を図る事業

事業開始時点



整備工事完了後



【対象地域と進捗状況(令和4年度末時点)】

地区	不燃領域率(※2)
東立石四丁目	59.8%
堀切二丁目周辺および四丁目	58.6%
西新小岩五丁目	45.9%(※3)

(※2) 市街地の「燃えにくさ」を表す指標。70%を超えると延焼による市街地の焼失率はほぼ0%となります。

(※3) 令和元年度時点の数値です。



帰宅困難な場合はどうすれば

大規模な災害が発生した場合、公共交通機関の停止、道路の渋滞などによって、多くの帰宅困難者が発生します。

帰宅困難者が一斉に帰宅を始めると、道路や歩道が多くの人で埋まり、消防・警察などの緊急車両が通行できなくなり、救命・救助活動や消火活動に支障がでます。

●一斉帰宅の抑制

大規模な災害時は、むやみに行動せず、安全を確認したうえで、学校や職場などに待機しましょう。事業所では従業員の施設内待機のため、3日分の備蓄、外部の帰宅困難者の受け入れのため従業員数の10%分の備蓄が求められています。



●個人でも対策をしておきましょう

事業者だけでなく、個人でも必要な物資を職場に備えておきましょう。

(例) 飲料水、食料、携帯トイレ、防寒具、歩きやすい靴、携帯電話用電源、常備薬 など

●一時滞在施設の確保

大規模災害時に帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設として都立施設などが指定され、水道水やトイレなどを提供します。都立の一時滞在施設は東京都ホームページで公開しています。

帰宅困難時に備え、通勤・通学途中などの滞在施設を確認しておきましょう。

●災害時帰宅支援ステーション

都では、都立学校などを災害時帰宅支援ステーションとして位置付けており、水道水・トイレ・災害情報(テレビ・ラジオなど)の提供を行います。他にもコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストランなどでも、帰宅困難者の支援をします。対象の店舗には、ステッカーが貼ってあります。

詳しくは、東京都ホームページ「東京都防災マップ」をご覧ください。



▲コンビニエンスストア、ファミリーレストラン



▲ガソリンスタンド

事業所での備え

災害に備え、準備をお願いします。

- 事業所にとどまる社員の3日分の水や食料、毛布の備蓄
- 外部の帰宅困難者の受け入れのため、従業員数+10%の備蓄
- 事業所と従業員、従業員と家族間の安否確認手段を確認
- 区や地域が行う防災訓練への積極的な参加
- 建物の耐震化や出火防止、オフィス家具類の転倒防止などの環境整備
- 事業所防災計画の作成

作成方法については、所轄の消防署へお問い合わせください。

- BCP(事業継続計画)の策定



火事だ！初期対応の3原則

① 大声で知らせる

- 火事だ！と大声で隣近所に知らせる。声が出ない場合は、非常ベルを鳴らすか、音の出る物を叩くなどして異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。
- 当事者は消火にあたり、近くの人に通報を頼む。

② 初期消火をする

- 火が天井に届くまでに消火する。
- 近くに消火器がなければ、座布団で火を叩く、ジュースや牛乳をかけるなど手近のものを最大限に活用する。



③ 早く逃げる

- 避難するときは、燃えている部屋のドアを閉めて空気を遮断する。
- 煙を吸い込まないように、姿勢を低くする。



● 街路消火器の設置

区では、震災時の火災に備え、区内全域の街路に約8,200本の消火器を設置しています。地震の際の火災だけでなく、平常時における火災の際もご使用ください。

消火器の使い方



① 安全ピンを上
強く引き抜く



② ホースのノズルを
持ち、火元に向ける



③ レバーを強く握
って噴射する

覚えておきたい応急手当てのポイント

■ 止血

- ① 出血部分にガーゼやタオルを当て、その上から手で圧迫する。
 - ② 傷口は心臓よりも高い位置にする。
- ※細菌などの感染を防ぐため、ビニール手袋などを使用するのが、望ましい。



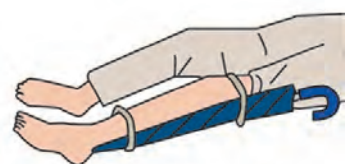
■ 火傷

- ① 流水で冷やす。
- ② 衣服の上から火傷をした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やす。
- ③ 水ぶくれは破らない。
- ④ 冷やした後は消毒ガーゼか清潔な布で保護し、医療機関へ。



■ 骨折

- ① 折れた部分に添え木を当てて固定し、医療機関へ。
- ② 適当な添え木がなければ、板、筒状にした雑誌、傘、段ボールなど身近にある物で代用する。その上からテープでとめる。





断水したら

地震発生直後から、浄水場・給水所・応急給水槽で区民の皆さんが持参したポリタンクなどに給水を行います。

また、地震発生の数日後から、断水のない地域の避難所での給水活動を行います。給水量は原則、1人1日3ℓを目安としています。

飲料水は、貯蔵する施設全体で都民(1,400万人)の約3週間分以上に相当する量が確保されていますので、慌てずに行動してください。

生活用水は、各家庭のくみ置き水の他、防災活動拠点の雨水貯留槽、災害対策用深井戸、災害用協力井戸の水が活用可能です。

	施設名	所在地
飲料水	●給水拠点一覧(災害時給水ステーション)	
	金町浄水場	金町浄水場1-1
	水元給水所	水元公園4番地
	上千葉公園	東堀切3-25-1
	新小岩公園	西新小岩1-1-3
生活用水	●災害対策用深井戸給水施設一覧	
	かつしかシンフォニーヒルズ	立石6-33-1
	東京かつしか赤十字母子医療センター	新宿3-7-1
	高砂北公園	高砂4-3-1
	青戸平和公園	青戸4-23-1
	堀切二丁目公園	堀切2-44-10

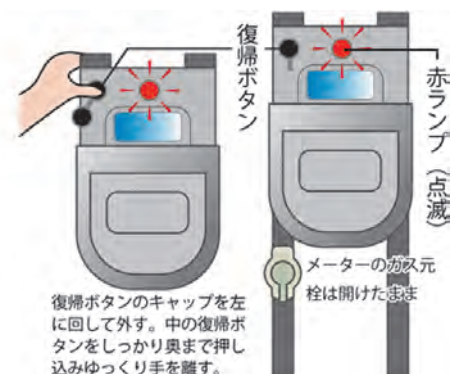
ポリタンクやペットボトルにくみ置きした水道水が飲料水や生活用水として役立ちます

- 浄水器を通したり、沸かしたりすると、消毒用の塩素が除去されてしまいますので、蛇口から直接注いでください。
- 雑菌が入らないよう、直接口を付けずにコップなどに注いでから飲みましょう。
- 塩素の消毒効果は、直射日光を避けて保存すれば3日程度、冷蔵庫なら10日程度持続します。

ガスが止まったら(マイコンメーターの復帰操作方法)

震度5強相当以上の地震や、ガスの流量や圧力の異常をマイコンメーターが感知すると、自動的にガスが止まります。ガスが止まった時は次の操作をすると、元に戻ります。

- ① ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅していたら、ガス漏れなどの異常がないか確認します。異常がない場合、全てのガス器具の栓を止めましょう。
- ② マイコンメーターの復帰ボタンに付いているキャップ(キャップのないメーターもある)を左に回して外し、中の復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を離します。
- ③ 手を離すとボタンは元にもどり、赤ランプが点灯し、再び点滅を始めます。
- ④ キャップを元に戻し、ガスを使わないで3分待ちます。赤ランプの点滅が消えれば復帰します。





地震時における医療体制

● 医療が必要な場合、まずは緊急医療救護所へ

緊急医療救護所（12カ所）

災害で多数の傷病者が発生した際に、災害拠点病院と災害拠点連携病院の前に救護所を開設します。

発災後おおむね72時間までの超急性期に、傷病者のトリアージを行い、必要に応じて搬送を行います。

- ▶ 東部地域病院（亀有5-14-1）
- ▶ 亀有病院（亀有3-36-3）
- ▶ 第一病院（東金町4-2-10）
- ▶ 嬉泉病院（東金町1-35-8）
- ▶ 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター（青戸6-41-2）
- ▶ 金町中央病院（金町1-9-1）
- ▶ かつしか江戸川病院（高砂3-27-13）
- ▶ 平成立石病院（立石5-1-9）
- ▶ 堀切中央病院（堀切7-4-4）
- ▶ イムス葛飾ハートセンター（堀切3-30-1）
- ▶ イムス東京葛飾総合病院（西新小岩4-18-1）
- ▶ 坂本病院（西新小岩4-39-20）

トリアージとは？

傷病者を、傷病の緊急度や重症度に応じて振り分け、治療の優先度を定めることです。



重症者および中等症者など

独歩可能な軽症者

災害拠点病院

主に重症者を受け入れ、治療を行います。

- ▶ 東部地域病院（亀有5-14-1）
- ▶ 東京慈恵会医科大学葛飾医療センター（青戸6-41-2）
- ▶ 平成立石病院（立石5-1-9）

災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者を受け入れ、治療を行います。

- ▶ 亀有病院（亀有3-36-3）
- ▶ 第一病院（東金町4-2-10）
- ▶ 嬉泉病院（東金町1-35-8）
- ▶ 金町中央病院（金町1-9-1）
- ▶ かつしか江戸川病院（高砂3-27-13）
- ▶ 堀切中央病院（堀切7-4-4）
- ▶ イムス葛飾ハートセンター（堀切3-30-1）
- ▶ イムス東京葛飾総合病院（西新小岩4-18-1）
- ▶ 坂本病院（西新小岩4-39-20）

軽症処置エリア

緊急医療救護所の近くに開設し、軽症者に対する応急処置や、医薬品の対応を行います。

- ▶ 中之台小学校（亀有5-2-1）
- ▶ 道上小学校（亀有4-35-1）
- ▶ 金町子どもセンター（東金町3-8-1）
- ▶ 東金町小学校（東金町1-33-1）
- ▶ 青戸小学校（青戸6-18-1）
- ▶ 柴原小学校（金町1-15-1）
- ▶ 高砂けやき学園（高砂3-30-1）
- ▶ 梅田小学校（立石3-24-1）
- ▶ 南綾瀬小学校（堀切6-1-1）
- ▶ ウェルピアかつしか校庭（堀切3-34-1）
- ▶ 新小岩中学校（西新小岩2-1-2）
- ▶ 坂本病院駐車場奥（西新小岩4-39-20）

歯科医療救護所

歯科傷病者に対し応急処置を行います。トリアージポストが設置される緊急医療救護所の近隣の歯科診療所に設置します。

災害医療支援病院

災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の病院で、専門医療、慢性疾患への対応を行います。



令和元年東日本台風にて増水した荒川

葛飾区は、昭和22年に発生したカスリーン台風など、過去に大規模な水害を経験してきました。こうした過去の経験からさまざまな水害対策を進めてきたことにより、水害の危険性は以前に比べて大幅に減りました。しかしながら、異常気象や台風の大型化など、今後の気候変動によっては水害の危険性が増える可能性もあります。万が一の事態に備えて、日頃から災害に備えましょう。

葛飾区で想定される水害

外水氾濫

川の氾濫や台風による高潮などによって、川の水が街中にあふれること

●川の上流部などでの堤防の決壊

数百年に一度の大雨などにより川が増水し、上流部などで堤防が壊れてしまった場合、流れてきた川の水によって区は大規模な浸水被害に遭うことが想定されます。

●台風・高潮

前例がないほどの巨大な台風によって高潮が発生した場合、川の水が堤防を越えてあふれ出すなどし、浸水被害に遭うことが想定されます。



外水氾濫の特徴

- ▶ 河川情報の伝達や台風の進路予想技術の向上により、災害の危険性を予想できるようになったため、避難する時間を確保できる。
- ▶ 一度浸水すると数週間は水が引かない。

内水氾濫

大雨などによってマンホールや排水溝などから雨水があふれて街中が浸水すること

●集中豪雨

近年、短時間で集中的に大雨を降らせる「ゲリラ豪雨(局地的大雨)」や台風並みの強力な「爆弾低気圧」、次々と発達した雨雲が発生し同じ場所に数時間にわたり大雨を降らせる「線状降水帯」が確認されています。

区の下水道は、1時間当たり50mmの雨水を排水できますが、その下水処理能力を上回る大雨が降った場合には、市街地に水があふれ、道路冠水や床上浸水などの被害が想定されます。



内水氾濫の特徴

- ▶ 前触れがなく局所的に降るので予測が困難。
- ▶ 浸水しても数時間で水が引く。

水害からの避難

自分の住んでいる地域の浸水深と避難先などを確認しましょう

● 水害・洪水ハザードマップ

水害ハザードマップには河川が氾濫したときの、自宅の浸水深や避難の方法などを掲載しています。危機管理課(区役所5階503番)で配布しています。また、区ホームページからもご覧になります。



● 防災アプリ天サイ!まなぶくん

洪水が起こったときの浸水状況を立体的に表示するアプリです。

荒川・江戸川・中川・綾瀬川・利根川のいずれかの堤防が決壊し、川が氾濫したとき、現在の場所がどれだけ浸水するかが分かります。



● 洪水標識板 Qwb 702

普段から洪水ハザードマップの浸水深をお知らせするため、電柱や中学校の校門付近に、想定浸水深を表示した洪水標識板を設置しています。



警戒レベルで行動が変わります!

災害の危険度合いに応じて、5段階の警戒レベルを発表します。警戒レベルに応じた適切な行動を取ってください。
※必ずしもレベルの順番で発令されるものではありません。

警戒レベル

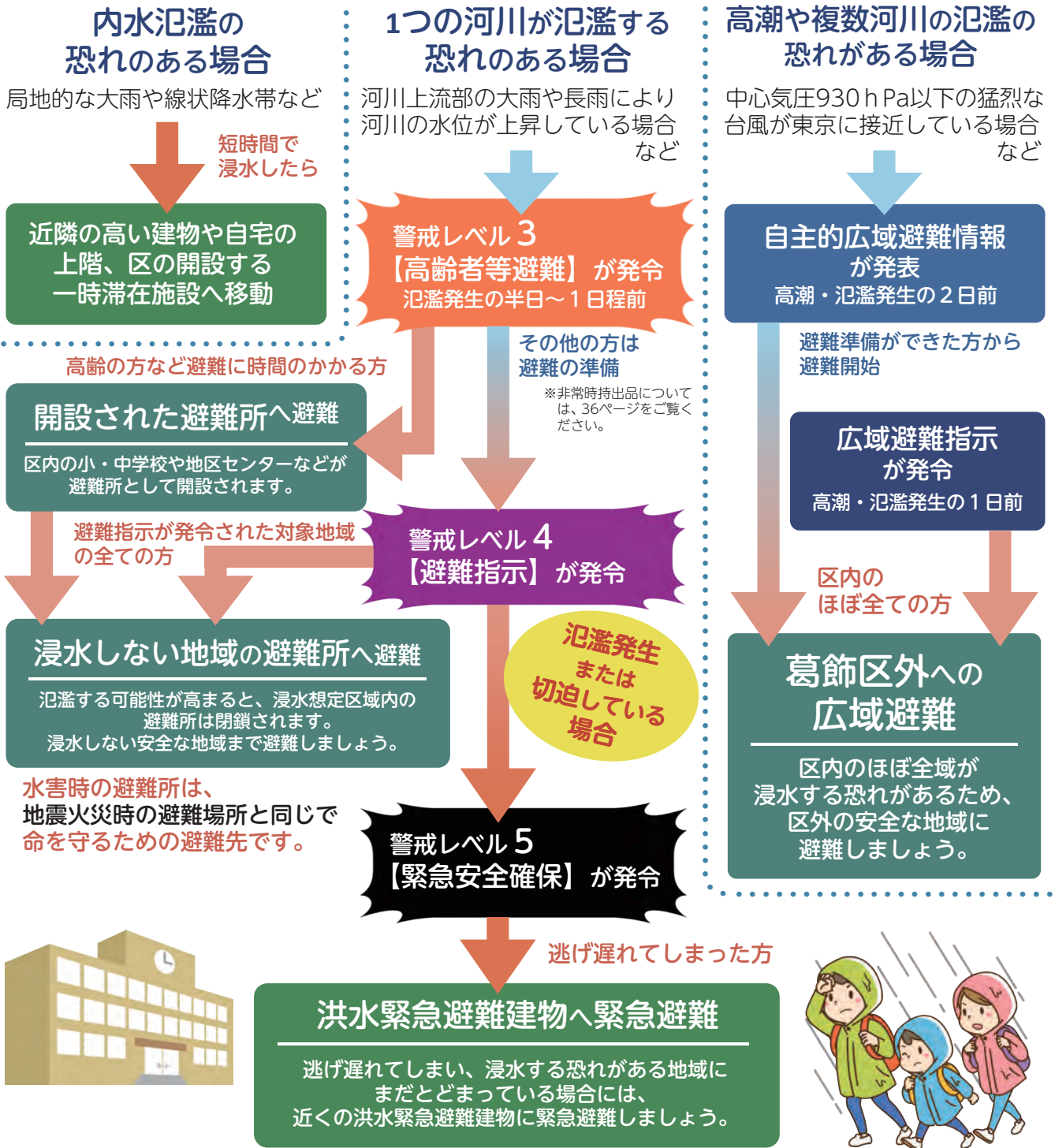
取るべき行動

避難情報などの名称

警戒レベル	取るべき行動	避難情報などの名称
レベル 5	すでに災害が発生または切迫している状況です。 命を守る最善の行動を	【緊急安全確保】
! 警戒レベル 4 までに危険な場所から全員避難 !		
レベル 4	危険な場所にいる場合 全員速やかに避難!!	【避難指示】
レベル 3	危険な場所にいる場合 高齢者など避難に時間を要する方は避難開始! その他の方は、避難の準備を整えましょう。	【高齢者等避難】
レベル 2	避難に備え、 避難行動を確認	【大雨・洪水・高潮注意報】
レベル 1	災害への心構えを高める	【早期注意情報】



水害発生時の避難行動



洪水緊急避難建物とは wb 740

区内のいずれの河川が氾濫しても、浸水しないフロアのある区施設を指定しています。必要に応じて開錠をするので、緊急時には夜間・休日でも利用できます。また、集合住宅の共用部分へ一時的に避難できる水害一時避難施設もあります。

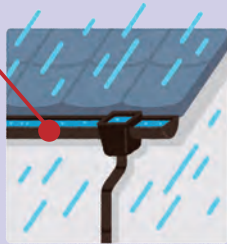
※あくまで緊急的な避難施設です。区職員などが運営をする避難所とは異なる役割の施設です。浸水しない安全な地域の避難所や自主避難先への避難が、避難行動の原則です。

日頃の備え

風水害による家屋の被害を抑えるために、日頃から家の周りの点検や整備をしましょう

雨どい・雨戸

- ▶ 雨どいに落ち葉や土砂が詰まっていないか
- ▶ 継ぎ目のはずれや塗装のはがれ、腐りはないか
- ▶ 雨戸にガタツキやゆるみはないか



屋根

- ▶ 瓦のひび・割れ・ずれ・はがれはないか
- ▶ トタンのめくれ・はがれはないか
- ▶ 不安定なアンテナはないか



窓ガラス

- ▶ ひび割れ、窓枠のがたつきはないか。また強風による飛来物などに備えて、外側から板でふさぐなどの処置を

ベランダ・庭

- ▶ 鉢植えや物干し竿など飛散や落下の危険が高いものは室内へ

排水溝・雨どい

- ▶ 側溝や雨水ますにゴミや土砂はつまっていませんか

● 水のうの作り方を覚えておきましょう Qwb 703

布袋の中に土砂をつめた土のうの他に、小規模な浸水であれば、家庭にあるもので簡単に作成できる水のうでも浸水を防ぐことができます。

また水のうは洗濯機や風呂、トイレの排水溝からの下水の逆流を防ぐ効果もあります。

水のうの作り方

家庭用の大きいごみ袋を2~3重にして、その中に半分程度の水を入れ(持ち運べる程度)、口をしっかりと絞って作ります。外側の袋を市販の土のう袋にすることで、強度が増します。

また、水のうを段ボール箱に入れて使用すると、水のうだけの場合より強度が増します。

● 土のうステーション Qwb 703

区では、大雨による冠水・浸水の被害を未然に防ぐために、いつでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション」を区内25カ所に設置しています。設置場所など詳しくは、水害ハザードマップまたは区ホームページをご覧ください。



【注意事項】

- ▶ 不要となった土のうの回収は行っていません。
- ▶ 土のうの重量は約5kgです。
- ▶ 水に濡れた土のうは乾かすことで繰り返し使用できます。

担当課 調整課 ☎03-5654-8374

「水のう」や「土のう」は台風接近前など水深の浅い初期段階で行うものです。河川が氾濫するような大規模な浸水を防ぐことはできません。命を守ることを最優先に行動してください。



水害対策について

● 中川の治水対策

中川の上流部にある首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)や三郷放水路(埼玉県三郷市)などが整備され、中川の水位が高まった時に、江戸川に排水できるようになりました。そのため、中川の上流部で水位が高くなっても、下流部に位置する葛飾区内の水位は高くならずに済んでいます。

● 耐震対策と「中川テラス」

中川などの東部低地帯の堤防や護岸、水門・排水機場などが地震時に破損しないように、施設の補強や川底の軟弱な地盤を強固に改良するなどして耐震・耐水対策を都と協力しながら進めています。これらの一環として、中川護岸区間では耐震補強工事とともに、川に親しめる中川テラスの整備を進めており、上平井橋から奥戸地区の一部区間はすでに公園として開放しています。



整備前

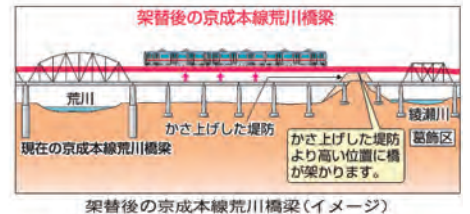
整備後

● 荒川の治水対策

荒川では上流部の埼玉県に大きな調節池を作り、河川の水位が高まっている時には、この調節池に川の水を流して、水位をコントロールしています。荒川の調節池を増やす事業も着手されており、完成すると荒川の洪水リスクが更に軽減されることとなります。

● 京成本線荒川橋梁架替事業

海拔ゼロメートル地帯が広がる荒川下流域は、増水による被害を防ぐために堤防を必要な高さまでかさ上げしています。しかし、京成本線荒川橋梁部の堤防は橋梁が支障となり、現在も周囲の堤防高に比べ低く、水防上注意を要する箇所になっています。このため、区は、国に本事業が早期に実現するよう要望するとともに、その他の関係機関とも連携して水防対策に取り組みます。



架替後の京成本線荒川橋梁(イメージ)

● 利根川の治水対策

昭和22年のカスリーン台風の際には、利根川の決壊によって区内のほぼ全域が浸水してしまいました。深いところでは2mを超える浸水が起こり、水が引くまでには2週間以上かかったという記録が残っています。

令和2年4月1日に、利根川上流部にハッ場ダムが完成し利根川氾濫のリスクが軽減されました。

● 河川・堤防の整備

国土交通省や東京都による、堤防や水門などの整備事業が行われています。また、高潮対策事業では、過去に大きな被害をもたらした、異常高潮に対処するための整備が完了しています。

● 高規格堤防

堤防決壊による被害を発生させないため、堤防幅が広く緩やかな高規格堤防の整備をまちづくり事業と一体的に実施しています。区内では、すでに柴又公園地区・東金町(水元公園)地区の2カ所で整備が実施されています。柴又公園は葛飾柴又寅さん記念館と一体的に利用出来るようになっており、安全で景観の良い公園となっています。



提供：国土交通省 江戸川河川事務所
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00637.html>) を基に区が加工して作成

提供：国土交通省 江戸川河川事務所
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00648.html>) を基に区が加工して作成



備蓄品について考えてみましょう

大きな災害が発生すると自宅に被害がなくても、水道や電気が止まったり、買い物ができなくなったりします。災害発生後最低でも3日間、できれば7日間は自力で乗り切る準備をしておきましょう。

飲料水(1人1日3ℓ)
 (3ℓ × _____ 人 × 3(7)日間 = _____ ℓ)

食料

- アルファ米、乾パン
- 肉や魚の缶詰
- レトルト食品
- 菓子類
- 紙皿・ラップ・割り箸・缶切り

救急セット

- 消毒液・ばんそうこう・マスク・ティッシュ類
- 常備薬

生活用品

- カセットコンロ・燃料
- 缶切り
- 簡易トイレ

災害時には、下水道施設が被災し、トイレが使えなくなることがあります。

最低1人3日分を備える！



● 非常用持ち出し袋も準備しておきましょう

災害時にいつでも持ち出しができるよう、必要最低限の物をリュックサックに準備しておきましょう。

- 貴重品(現金・通帳・印鑑など)
- 飲料水
- 非常食
- LEDライト・予備電池・携帯電話の充電器
- 携帯ラジオ
- アルコール消毒液・マスクなど感染症対策用品
- ライター・マッチ・ろうそく・缶切り
- ばんそうこう・ティッシュ類
- お薬手帳(コピー)
- ヘルメットまたは防災ずきん・防じんマスク・軍手
- 洗面用具・タオル類
- (乳児がいる家庭) ミルク類・ほ乳瓶・おむつ・おんぶひもなど
- (高齢者や障害のある方がいる家庭) 看護・介護用品、常備薬など
- (ペットがいる家庭) ペット用備蓄用品
- 生理用品

非常食



貴重品



衣類など



救急・衛生用品



非常用具



その他



ローリングストックをしましょう

ローリングストックとは、日常的に利用できるストック食材(カップ麺やレトルト食品、缶詰など)を多めに購入し、古いものから使い、使った分を補充することです。ローリングストックをすることで、常に多めにストック食材がある状態を保つことができ、賞味期限切れの無駄もなくすことができます。





家族の安全について考えてみましょう

● 家族防災会議を開こう

災害時には、電話やメールなどが繋がりにくくなります。日頃から災害への備えや災害時の行動について家族で話し合っておきましょう。

家族で決まったことなどは、43・44ページのポケット防災ガイドに記入して、いつも使用するカバンや財布の中に入れておきましょう。



● 災害用伝言ダイヤル

災害時において、安否を確認する電話などが増加し、被災地への通話が繋がりにくくなった場合に、サービスが開始されます。

171

をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

● 災害用伝言板

パソコン・スマートフォンを使ってインターネット上に安否情報を登録することで、電話などが繋がらない場合でも、家族や知人が安否を確認することができます。

● SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用

平成28年の熊本地震ではインターネット回線に大きな障害がなかったため、地震直後でも多くの方がSNSを利用することができました。

事前にSNSを登録しておくことで、災害時の安否確認手段として活用することができます。



災害時のごみの出し方 適正分別が早期復旧・復興につながります！

災害時には、通常よりも多くのごみが発生します。きちんと分別がされていないと災害復旧が遅れてしまいます。「生活ごみ」と「災害がれき」、それぞれ分別をしてから排出してください。

- ▶ 生活ごみ(燃やすごみ、燃やさないごみ、資源)：収集が再開してから出してください。
- ▶ 災害がれき(災害で壊れた家具、家電、ガラス、畳など)：緊急車両の通行の妨げや事故の危険性があるため、普段使用している集積所や道路には出さず、必ず指定された仮置場に出してください。

※災害時の収集方法や仮置場の情報は、発災後、区の防災行政無線や区ホームページ、広報かつしかなどでお知らせする予定です。

区ホームページから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項(災害がれき・生活ごみの処理、し尿の処理、仮置場など)について定めた「葛飾区災害廃棄物処理計画」や災害時のごみの出し方について詳しく紹介する「災害時のごみの出し方ガイドブック」をご覧ください。

▶ 葛飾区災害廃棄物処理計画 [Qwb 705](#)

▶ 災害時のごみの出し方ガイドブック [Qwb 706](#)

担当課 リサイクル清掃課 ☎03-5654-8271



正しい情報の入手方法を確認しておきましょう

災害が発生した時、区ではさまざまな方法で皆さんに情報を発信します。

● 防災行政無線

防災行政無線の屋外スピーカーは、緊急・災害情報などを発信する手段として、区内131カ所に設置しています。防災行政無線で放送した内容は、区ホームページでご覧になれる他、スマートフォンアプリ「かつらっパ」または電話でも確認することができます。
☎0800-800-0657 (フリーダイヤル)

「かつらっパ」のインストールはこちらから



▲iOS



▲Android

● 葛飾区公式ホームページ

アクセスが集中してつながりにくくなったときは、区ホームページと同じ情報を閲覧できるバックアップサイトをご利用ください。
<http://www2.city.katsushika.lg.jp>



● 区公式SNS(60ページ)

- ▶ X(旧ツイッター)
- ▶ フェイスブック
- ▶ LINE

● J:COM東葛・葛飾(地上デジタル放送11チャンネル)

区との協定に基づき、災害情報をお知らせします。視聴には加入が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

J:COM東葛・葛飾 ☎0120-999-000

● 葛飾区安全・安心情報メール

災害情報などをメールで送信します。利用には事前登録が必要です。

登録方法

メールマガジン登録用アドレスへ空メールを送信してください。案内の返信メールが届きますので、案内に従って登録してください。
登録ができない場合は、危機管理課(☎03-5654-8596)へお問い合わせください。
登録用メールアドレス
✉ katsushika@katsushika-mail.jp



● スマートフォン・携帯電話への一斉メール

区内全域に発信します。受信時には、警告音でお知らせします(登録不要)。

● 電話・ファクスによる情報発信

視覚障害や聴覚障害のある方で、身体障害者手帳の交付を受けている方に、電話・ファクスで避難指示などの情報を発信します。利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

担当課 危機管理課 ☎03-5654-8572
FAX03-5698-1503

● かつしかFM(78.9MHz)

災害時にはかつしかFMで区からの災害・防災情報を放送します。
放送はパソコンやスマートフォンからも聞くことができます。



気象情報の入手方法

● 高解像度降水ナウキャスト【気象庁】

これまでの降水域の動きなどをもとに、降水の分布を予測します。

● NHK総合テレビのデータ放送

- ① テレビのチャンネルをNHK総合テレビに合わせ、リモコンのDボタンを押す。
- ② メニューから「地域の防災・生活情報」→「河川の水位情報」を選択。

● 川の防災情報【国土交通省】

レーダーで観測した雨量や観測所ごとに雨量、水位をリアルタイムで提供します。

● 東京アメッシュ【東京都】

現在降っている雨の強さや雨域を表示します。データは5分ごとに更新され、2時間前までの降雨状況も確認することができます。





避難所での生活について



令和元年東日本台風での開設当初の避難所の様子

避難所は、家屋が倒壊した方などが生活する施設としての役割を果たす他、地域の防災拠点として、必要物資の提供、情報の収集・提供を行います。

避難所で生活する方以外に、自宅で生活する方にも、発災数日後から食料・飲料水などの支援を行います。

避難所での備蓄品

水、アルファ米、ビスケット、医薬品、発電機、応急給水スタンドパイプ、ゴムボート、マスク、アルコール消毒液、毛布、簡易トイレ、子ども用の紙おむつなど

● 避難所の運営

避難所の運営は、地域の方々が主体となって行います。ボランティアとして積極的に運営に関わりましょう。

● 避難所における要配慮者への支援

避難所に高齢者や妊婦、障害のある方などの要配慮者がいたら、日常生活への支援や飲料水・食料などを受け取る際の手助けなど、周囲と協力して支援しましょう。

● 避難所の備蓄品

区で準備している備蓄品は、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。避難する際には、少なくとも当日使用する食料・水・生活用品は必ずご持参ください。

● 福祉避難所について

高齢や障害などにより、自宅や避難所での生活が困難な方を受け入れる施設です。福祉避難所はバリアフリーなどの配慮がされています。また、区では葛飾区社会福祉協議会や福祉事業所などと連携して、避難生活に必要なサービスを提供します。

福祉避難所には、ウェルピアかつしか(堀切3-34-1)や都立特別支援学校、民間の社会福祉施設などが指定されています。



避難所生活における心得

- ▶ 周りの方への思いやり、周りの方からの思いやりを大切にしましょう
- ▶ 困っている人がいたら、積極的に声を掛けましょう
- ▶ 避難所で決めたルールや役割を守りましょう
- ▶ マスク着用や手洗い、消毒などの感染症対策を徹底しましょう





ペットについて考えてみましょう

ペットを飼っている方が避難所へ避難をする場合、同行避難できるペットは原則としてケージなどに入れた小動物のみとしています。避難所でペットと過ごすためには、**日頃からの準備**が必要です。詳しくは区ホームページをご覧ください。



● 災害への備え

1 ペットのための防災用品の準備

- ①ペット用の水と食料(少なくとも5日分、できれば7日以上)
- ②首輪、鑑札、注射済票、口輪、迷子札、ペットの写真
- ③リード、ハーネス、ケージ、トイレ用品
- ④ペットの常備薬



2 ペットの身元表示を

迷子になった場合に、すぐに飼い主が分かるように、身元の分かる名札や鑑札、注射済票などをつけておきましょう。

3 日頃から「しつけ」(訓練)をしておきましょう

避難所にペットと同行避難する場合は「無駄ぼえをさせない」「待て」など基本的なしつけができていする必要があります。また、トイレに関するしつけも避難生活には必要となります。円滑に避難ができるよう、普段からケージに慣れさせておくことも大切です。

4 一時的な預け先を確保しておきましょう

災害により自ら飼育できなくなることや、避難所に同行できない場合を想定して、一時的な預け先を確保しておきましょう。

5 災害が発生する前から、ペットの健康・衛生状態を確保しましょう

避難所などにおいては、ペットの免疫力が低下したり、他の動物との接触が多くなるため、日頃からペットの健康管理に注意し、予防接種(特に法律で接種が定められている狂犬病予防注射)の実施やノミ、ダニなどの外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保しましょう。

● 区と獣医師会の取り組み

区と東京都獣医師会葛飾支部は、次のことについて意見交換や検討を行っています。

- ①災害により負傷したペットの治療体制
- ②災害発生により飼い主が不明となったペットの一時的保護のあり方



飼い主や連絡先が分かるよう鑑札やタグなどをつけましょう。

災害時のペットに関する問い合わせ **担当課** 生活衛生課 ☎03-3602-1242



防災訓練に参加しましょう

避難所における訓練

災害時に迅速に学校避難所を開設するため、町会・自治会やPTA、教職員、区などが避難所運営会議を組織し、開設訓練を実施しています。



● まちかど防災訓練車(ちい防)

木造密集地域や狭い道路にも入れる小型の防災訓練車両です。

水タンクやポンプを備え付け、消火栓なしでもスタンドパイプの放水訓練が可能です。



● 避難体験VR

VR(バーチャルリアリティ)を活用し、火災からの避難を疑似体験できる防災訓練用機材です。火災現場(ビルの中)から脱出するまでの一連の流れを、最新のVR映像を活用して体験できます。

● 防災教育用絵本「しゅつどう!ちい防すい防」

幼児や低学年向けに、防災教育絵本とデジタル絵本の貸し出しと区ホームページで公開しています。お子さんと一緒に防災活動にお役立てください。



担当課 危機管理課 ☎03-5654-8254

地域における防災訓練

地域における防災力向上のため、防災市民組織(町会・自治会)が中心となって地区防災訓練を実施しています。



● 水陸両用車(すい防)

8輪駆動の災害対策用車両です。

洪水による浸水地域において木片などの浮遊物をはじき飛ばして水上走行が可能である他、地震によるガレキや液状化した舗装も乗り越えて走行が可能です。



● 起震車で地震の揺れを体験

地震の揺れを体験できる起震車を運行しています。

過去の地震やこれから起こることが想定される地震による揺れを体験し、地震発生時の身の安全確保方法について考えましょう。



● 防災学習動画

区公式YouTubeでは、多数の防災学習動画を公開しています。スマートフォンやタブレットで確認しましょう。



災害についてもっと知るために

職員出前講座

葛飾区では、区の職員が皆さんの地域に伺い、区の現状や取り組みについてお話しする「葛飾区職員出前講座」を行っています。

危機管理課では、災害から身を守るための行動や、区の防災対策についての「出前講座」を開講しています。

防災についての出前講座に関する問い合わせ **担当課** 危機管理課 ☎03-5654-8224





地域での備え

大規模災害発生時は、地域の助け合いが大切です。そのためにもまずは町会・自治会に加入するなど顔の見える関係を作り、災害に備えておくことが大切です。

地域で活躍する防災組織

● 防災市民組織(町会・自治会)

平常時から、防災の啓発活動や地域の防災マニュアルの策定、防災資器材の点検や防災訓練の実施など、地域の防災力を担っています。町会・自治会への加入の問い合わせは、52ページをご覧ください。

● 市民消防隊

区内に27隊あり、地域での防災行動力向上のため、日頃から消防ポンプによる初期消火や操法などの訓練を行っています。現在は、初期消火に加え、避難誘導や救命活動など、市民消防隊の役割は拡大しています。加入などのご相談は危機管理課(☎03-5654-8254)へお問い合わせください。



● 学校避難所運営組織

災害時に地域住民が、自主的に避難所を運営することを想定し、複数の町会・自治会などで構成しています。被災者の受け入れ体制づくりや避難所での生活訓練を行っています。

● 地域別地域防災会議

町会・自治会、消防団、PTA、企業など、地域が中心となって、防災ネットワークを構築し、地域特性に合わせた防災への取り組みを行っています。



ボランティア活動

葛飾区社会福祉協議会では、大規模災害時に区の要請により、全国から駆けつけるボランティアの拠点となる災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者とボランティアとの橋渡しを行います。

かつしかボランティア・地域貢献活動センターでは、平常時には災害ボランティア講座の開催や、地域の防災訓練への参加などを通じて、災害時におけるボランティアのあり方や活動に関する知識の普及を行っています。

詳しくは158ページをご覧ください。

要配慮者を支えよう

要配慮者とは、高齢者や障害のある方、乳幼児、妊婦、外国人の方などの災害時に特別な配慮が必要な方をいいます。これらの方々の中には、自力で避難をすることが難しい方もおり、近隣住民の支援が必要となります。

日常のあいさつなどの見守り・声かけ

顔の見える関係をつくり、気軽に必要な支援内容を話せるようにしましょう。

相手の立場に立って

目や耳の不自由な方、車いすを使っている方など、相手の立場に立った支援をしましょう。

要配慮者も防災訓練へ

要配慮者も積極的に避難訓練に参加し、地域の方と交流をもちましょう。

ポケット防災カード

家族の連絡先や情報の入手先など、災害時に必要な情報を記入するカードです。

いざというときにあわてないよう、必要な事項を記入し、かばんやお財布の中に入れて持ち歩きましょう。

作り方

①切り取り線で切る

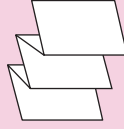
②点線を折る

③出来上がり



山折り

谷折り



家の中にいる者は 無事です

ポケット防災カード

自助：自分の生命・家族・財産を、自分で守る
共助：隣近所の人と助け合い、協力して地域を守る

公助：行政機関やライフライン各社の応急対応活動や公的支援

- ① 揺れを感じたら、とにかく自分の身を守る
- ② 揺れがおさまったら、火の始末
- ③ わが家の安全を確認・確保
- ④ 隣近所の安否確認、助け合い
- ⑤ 自分の備えで、自力でのぐ
- ⑥ 地域の手を合わせて、復興へ

(1)

避難先

いざという時に備え、日頃から、避難する場所を確認しておきましょう。

一時(いっとき)集合場所:
避難場所:
避難所:
防災活動拠点:
緊急医療救護所:

(2)

防災用品リスト

3日間程度ライフラインが停止した場合の水や食料などを備えましょう。

- 水(飲料水・生活用水)
- 食料
- ラジオ
- 懐中電灯・乾電池
- カセットガスコンロ・ガスボンベ
- ごみ袋
- 赤ちゃんの備え(ミルク、離乳食、紙おむつなど)
- 高齢者の備え(老眼鏡、病院で処方されている薬の情報など)
- ペットの備え(餌、ケージなど)

(3)

家庭内の安全

住まいの耐震化や家具の転倒・落下防止対策をしましょう。

- 耐震診断・耐震補強
- 寝室の家具の固定
- たんす・食器棚などの固定
- ガラスの飛散防止
- シャンデリアなど大きめの照明の固定
- 消火器の用意
- 寝室では手が届く場所に室内履き・懐中電灯があるか

(4)

家族会議

家族・知人との連絡方法や集合場所をお互いに確認しましょう。

- 連絡方法を定める(災害用伝言ダイヤル171が体験できる日を確認して、実際に使ってみる)
- 集合場所を決める
- 近くの街路消火器の場所を確認
- 近くの公衆電話の場所を確認する
- 近くのAED(自動体外式除細動器)の場所を確認する
- 災害時に連絡が取れる、遠隔地の親戚などの電話番号などを確認する

(5)

助けて！

安否確認シート

大地震が発生したとき、玄関のドアや郵便受けなど、外から確認しやすい位置に貼るようにしましょう。



私の情報

氏名	(年 月 日生)	男・女
住所		
電話	-	-
メール		
勤務先・学校など (電話)	-	-
血液型	A・B・AB・O	Rh +-
持病等 があれば記入		

(6)

家族・知人の連絡先

氏名		続柄 ()
住所		
電話	-	-
メール	自宅・携帯・勤務先・学校	備考 (障害の有無等)
氏名		続柄 ()
住所		
電話	-	-
メール	自宅・携帯・勤務先・学校	備考 (障害の有無等)
氏名		続柄 ()
住所		
電話	-	-
メール	自宅・携帯・勤務先・学校	備考 (障害の有無等)

(7)

(8)

災害用伝言ダイヤル「1171」の使い方

- ①「1171」をダイヤルする。
 - ②録音するとき(30秒以内)「11」→電話番号※
→「ピ」音のあとに話す。
 - ③再生するとき「21」→電話番号※
→用件を聞く。
- 最大48時間保管されます。
●毎月1日、15日に体験利用できます。体験利用時においても災害運用時と同様に、発信地から被災地電話番号間の伝言の録音・再生にかかる通話料がかかります。
※一部使用できない電話もあります。

歩いて帰宅する場合

職場などからの帰宅経路

別冊「通い先(△方面)→交番前交差点(右折)→自宅
職場など」→

→自宅

災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションでは、①水道水の提供 ②トイレの使用 ③地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供など、可能な範囲で協力していただけることになっています。



対象の店舗には、上記ステーションを案内しています。ロケットエンジン・スプレー・スプレー・スプレー・スプレー(チラシなど)

(9)

(10)



自転車盗難防止

自転車盗難

区内の犯罪発生件数の約4割が自転車盗難です。また、盗難に遭った自転車の約6割が無施錠であり、盗難場所は自宅が約5割を占めています。自転車を離れる時には必ず鍵を掛けましょう。

自転車盗の防犯対策

- ☑必ず自転車防犯登録をする
- ☑自転車から離れる時には、自宅やわずかな時間の外出でも鍵を掛ける
- ☑防犯性能の高い鍵を使用し、ツーロック(二重鍵)以上の鍵掛けを心掛ける。
- ☑自転車は道路に放置せず、必ず駐輪場に停める。



特殊詐欺被害防止

多発している詐欺の事例

●還付金詐欺

区職員を名乗る者から、「医療費の還付金が発生している」と電話があった。その後、銀行員を名乗る者から電話があり、ATMまで誘導され、指示に従ったところ、お金を振り込んでしまった。

●キャッシュカードすり替え詐欺

警察官や銀行協会を名乗る者から、「キャッシュカードが不正に使用されている。新しくする必要がある」などと電話があった。その後犯人が自宅に来て、封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れ、封筒に印鑑を押し、封をするように指示された。印鑑を取りに行っている間に、偽のカードが入った封筒とすり替えられて、キャッシュカードをだまし取られた。



詐欺の被害に遭わないために

電話で「お金」「キャッシュカード」の話が出たら全て詐欺です。知らない電話番号には出ないようにしましょう。あらかじめ留守番電話にしておく、被害を防ぐことができます。

他にも、SNSを利用した投資詐欺、電力会社や運送会社などを装ったメールによる詐欺も増えていますのでご注意ください。

地域安全活動に対する補助金

●安全な地域社会を築くための活動補助

地域安全パトロールなど、さまざまな防犯活動を自主的に行う団体を支援します。

対象 自治町会、青少年育成団体、PTA、商店会など

補助対象経費 ベスト、腕章、帽子、懐中電灯などの購入費

補助額 補助対象経費の6分の5または2分の1

●青色防犯パトロール活動の補助

青色回転灯装着車両を保有し、青色防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

対象 防犯協会、自治町会、防犯ボランティア団体などで、警察から青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することができる証明書を交付された団体

補助対象経費 青色防犯パトロール活動に使用した車両の運行に関する経費(活動に要した実走行距離から算出)

補助額

1車両当たり

▶燃料費 年額上限3万円

▶タイヤ購入費 年額上限5万円

●街頭防犯カメラの設置に関する補助

街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

対象 自治町会、商店会

補助額

▶商店会単独または複数の商店会
補助対象経費の6分の5(上限500万円)

▶自治町会単独
補助対象経費の12分の11(上限470万円)

▶自治町会・商店会の連携
補助対象経費の12分の11(上限707万円)

その他、保守点検・修繕費・やむを得ない場合の移設費の補助も行っています。

●街頭防犯カメラ維持管理費の補助

区の補助金を利用して街頭防犯カメラを設置した自治町会・商店会に対して、カメラの電気代と共架料の一部を補助します。

対象 区の補助金を活用して街頭防犯カメラを設置した団体

補助額 街頭防犯カメラ1基当たり

▶電気料 月額300円

▶共架料 月額100円または200円
その他、やむを得ない場合の撤去費の補助も行っています。



防犯対策・防犯活動に関する問い合わせ

担当課

危機管理課

▶特殊詐欺被害防止 ☎03-5654-8596

▶地域安全活動に対する補助金 ☎03-5654-8478



安全・安心情報メールの配信

区内で発生した犯罪情報や子どもの安全を脅かす不審者情報、大規模な災害情報などを、あらかじめ登録していただいたメールアドレスへ配信しています。

登録方法

区ホームページ(トップ→区政情報→広報・広聴→メール配信サービス→葛飾区安全・安心情報メール)または右の二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。



担当課

危機管理課 ☎03-5654-8596

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援

子どもたちが犯罪に遭わず安心して過ごせるように、地域の大人が手をつなぎ、安全なまちや地域にしていくための活動の進め方を学ぶ講座を開催しています。

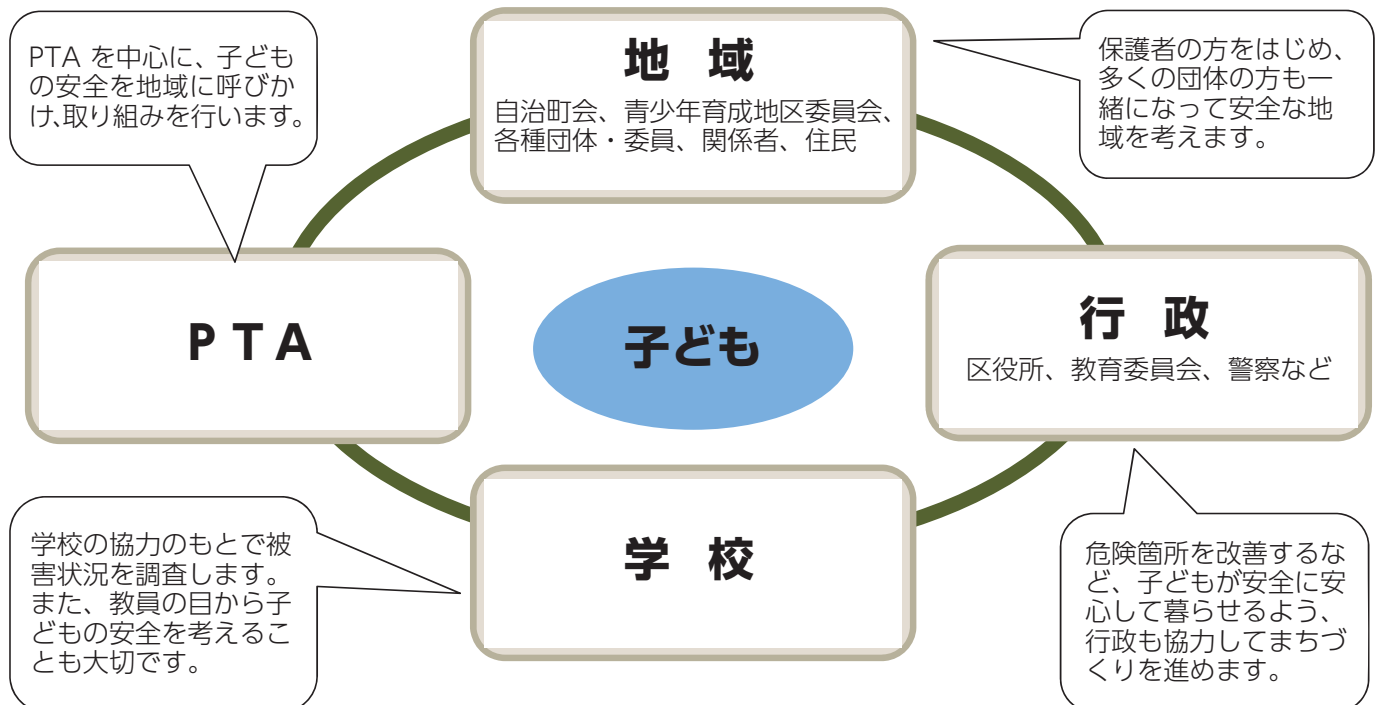
この活動に取り組む団体には、必要な資料の提供や物品の貸し出しなどの支援も行っています。

活動支援に関する問い合わせ

担当課

生涯学習課 ☎03-5654-8479

子どもを犯罪から守る地域、PTA、学校、行政の取り組み





放射線対策編

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響による区民の不安を解消するため、区では、空間放射線量の定点測定などさまざまな取り組みを実施し、事故由来放射性物質の影響に対応しています。

放射線対策に関する問い合わせ **担当課** 環境課 ☎03-5654-8236

空間放射線量定点測定

区では公園などで空間放射線量の測定を実施しています。この測定値は、平均で毎時0.06マイクロシーベルトとなっています(令和6年7月現在)。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故以前の測定値(新宿区)は、毎時0.028~0.079マイクロシーベルトで推移していたことから、区内の測定値は事故以前の数値とほぼ同等まで下がってきているといえます。

公共施設などの測定と空間放射線量測定器の貸し出し **Qwb 620**

区では、学校や保育園、公園など、子どもが長時間利用する施設を対象に、雨どいの下や側溝などの空間放射線量をきめ細かく測定し、空間放射線量の低減対策を実施してきました(625施設、15,809カ所)。その一方で、区民の方が、ご自宅など身近な空間放射線量を把握することができるよう、空間放射線量測定器の貸し出しを行っています。

担当課 環境課 ☎03-5654-8236



災害や事故にあったときは

● り災(火災)証明

火災にあったときは、り災申告書(動産・不動産)を消防署に提出してください。提出すると、後日、税金の減免や登記の抹消などの申請、保険金請求などに必要となる「り災証明」の発行が迅速に行われます。

申請・問い合わせ 本田消防署(東立石3-12-7)予防課調査担当 ☎03-3694-0119

申請・問い合わせ 金町消防署(金町4-15-20)予防課火災調査担当 ☎03-3607-0119

地震・風水害など、火災以外で家屋等が被災した場合には、お住まいの地域の地区センターが発行します。詳しくは地域振興課(☎03-5654-8218)にお問い合わせください。

● 災害弔慰金等の支給・災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された風水害・地震などの自然災害や、厚生労働大臣が定めた災害で被害を受けた方に、弔慰金・障害見舞金の支給、援護資金の貸し付けをします。

担当課 福祉管理課 ☎03-5654-8244

● 小災害り災世帯などの応急援助

区内で発生した火災・風水害(災害救助法の適用に至らない規模のもの)により、住宅などに被害を受けた方に応急救助として見舞金品を支給します。

担当課 福祉管理課 ☎03-5654-8244

● 被災された方への、その他の生活支援について

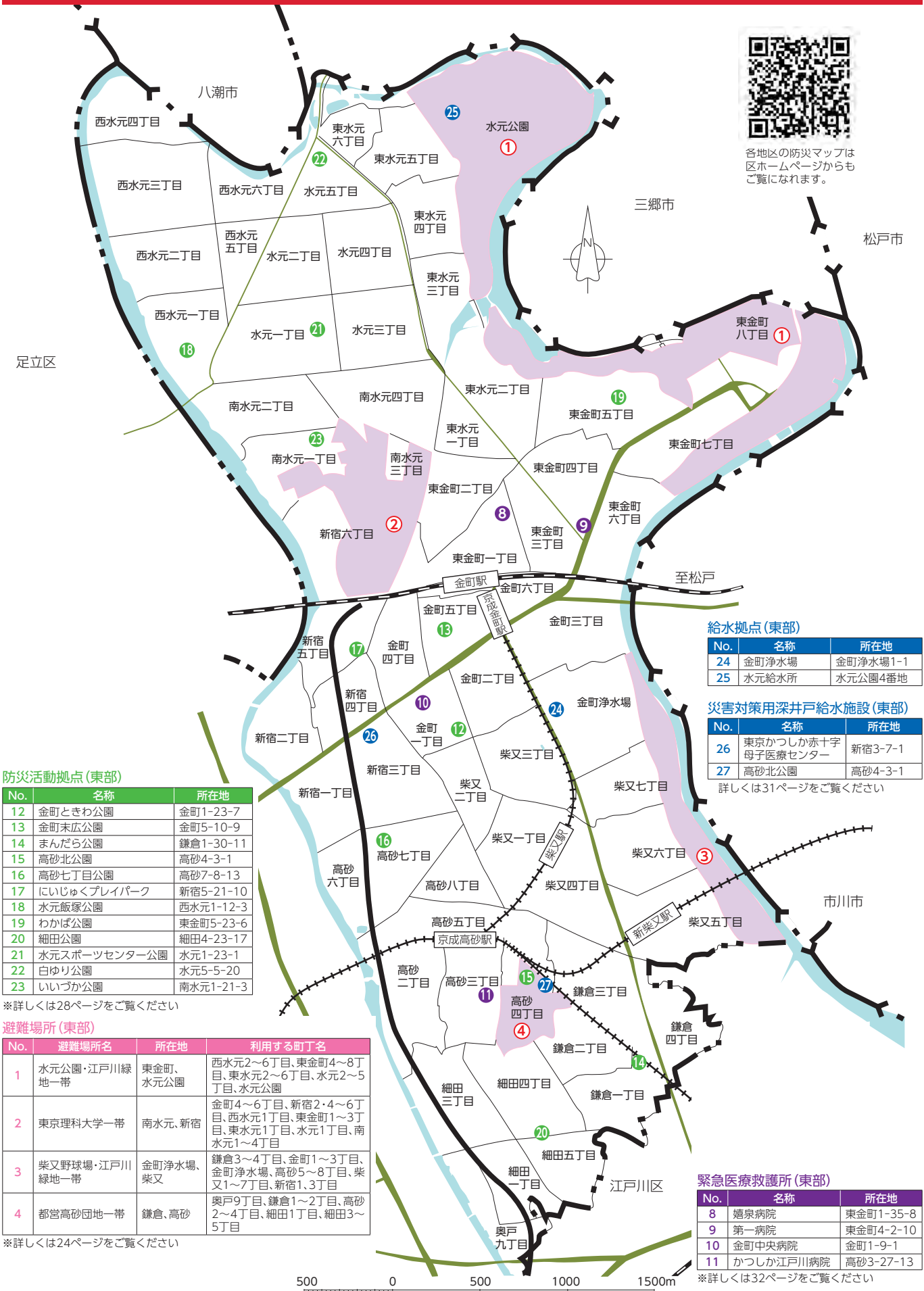
被災された方には、税の減免や保険料の減免・免除、保育料の減額や浸水家屋の消毒などの生活支援もあります。



防災マップ(東部)



各地区の防災マップは
区ホームページからも
ご覧になれます。



防災活動拠点(東部)

No.	名称	所在地
12	金町ときわ公園	金町1-23-7
13	金町末広公園	金町5-10-9
14	まんだら公園	鎌倉1-30-11
15	高砂北公園	高砂4-3-1
16	高砂七丁目公園	高砂7-8-13
17	にいじゅくプレイパーク	新宿5-21-10
18	水元飯塚公園	西水元1-12-3
19	わかば公園	東金町5-23-6
20	細田公園	細田4-23-17
21	水元スポーツセンター公園	水元1-23-1
22	白砂り公園	水元5-5-20
23	いいづか公園	南水元1-21-3

※詳しくは28ページをご覧ください

避難場所(東部)

No.	避難場所名	所在地	利用する町丁名
1	水元公園・江戸川緑地一帯	東金町、水元公園	西水元2~6丁目、東金町4~8丁目、東水元2~6丁目、水元2~5丁目、水元公園
2	東京理科大学一帯	南水元、新宿	金町4~6丁目、新宿2・4~6丁目、西水元1丁目、東金町1~3丁目、東水元1丁目、水元1丁目、南水元1~4丁目
3	柴又野球場・江戸川緑地一帯	金町浄水場、柴又	鎌倉3~4丁目、金町1~3丁目、金町浄水場、高砂5~8丁目、柴又1~7丁目、新宿1、3丁目
4	都営高砂団地一帯	鎌倉、高砂	奥戸9丁目、鎌倉1~2丁目、高砂2~4丁目、細田1丁目、細田3~5丁目

※詳しくは24ページをご覧ください

給水拠点(東部)

No.	名称	所在地
24	金町浄水場	金町浄水場1-1
25	水元給水所	水元公園4番地

災害対策用深井戸給水施設(東部)

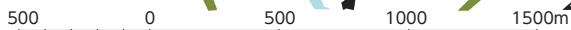
No.	名称	所在地
26	東京かつしか赤十字母子医療センター	新宿3-7-1
27	高砂北公園	高砂4-3-1

詳しくは31ページをご覧ください

緊急医療救護所(東部)

No.	名称	所在地
8	徳泉病院	東金町1-35-8
9	第一病院	東金町4-2-10
10	金町中央病院	金町1-9-1
11	かつしか江戸川病院	高砂3-27-13

※詳しくは32ページをご覧ください



防災マップ(西部)

避難場所(西部)

No.	避難場所名	所在地	利用する町丁名
1	奥戸運動場	高砂、奥戸	奥戸1~8、高砂1、細田2
2	新四ツ木橋地区東岸	小菅、堀切、東四つ木、四つ木	東立石1~4、四つ木1~4、東四つ木1~4、宝町1~2、堀切1~3、小菅1
3	新小岩公園・平井大橋地区	西新小岩	新小岩1、東新小岩5~8、西新小岩1~5
4	上千葉砂原公園一帯	西亀有	堀切8、西亀有1~4、亀有4
5	区役所・青戸団地一帯	立石、青戸	青戸1~7、お花茶屋1~3、白鳥1~4、立石1~8、四つ木5
6	中川公園一帯・大谷田団地一帯	足立区大谷田、中川	亀有5
7	亀有一丁目一帯	亀有	亀有1~3、青戸8
8	東新小岩運動場	東新小岩	新小岩2~4、東新小岩1~4
9	小菅東スポーツ公園	小菅	小菅2~4、東堀切1~3、堀切4~7

※詳しくは24ページをご覧ください

防災活動拠点(西部)

No.	名称	所在地
25	青戸平和公園	青戸4-23-1
26	奥戸二丁目公園	奥戸2-31-10
27	亀有中川堤公園	亀有2-71-7
28	白鳥南公園	白鳥2-20-9
29	本田第二公園	立石2-23-14
30	本田公園	立石3-4-13
31	西新小岩公園	西新小岩3-26-6
32	波江公園	東立石3-3-1
33	東立石緑地公園	東立石4-6-10
34	上千葉公園	東堀切3-25-1
35	東四つ木公園	東四つ木4-41-11
36	堀切二丁目公園	堀切2-44-10
37	小谷野しょうぶ児童遊園	堀切4-60-12
38	南綾瀬中央公園	堀切7-8-7
39	青葉公園	堀切7-16-6
40	四つ木四丁目公園 ※令和6年12月に廃止予定	四つ木4-24-11
41	四つ木つばさ公園	四つ木1-22-3
42	中道公園	西亀有1-3-1
43	亀有公園	亀有5-36-1
44	木根川中央公園	東四つ木3-47-1
45	西新小岩五丁目公園	西新小岩5-4.5-7.7
46	青戸六丁目さくら公園	青戸6-41-8
47	青戸七丁目共和公園	青戸7-32-1
48	奥戸四丁目落公園	奥戸4-14-19
49	東新小岩二丁目がき公園	東新小岩2-15-1
50	奥戸一丁目鬼塚公園	奥戸1-28-1
51	四つ木二丁目ゆめぼか公園	四つ木2-14-6

給水拠点(西部)

No.	名称	所在地
52	上千葉公園	東堀切3-25-1
53	新小岩公園	西新小岩1-1-3
54	波江東公園	東四つ木2-15-1

※詳しくは31ページをご覧ください

災害対策用深井戸給水施設(西部)

No.	名称	所在地
55	かしがつかフェニックス(仮称)	立石6-33-1
56	青戸平和公園	青戸4-23-1

※詳しくは31ページをご覧ください



歯科医療救護所(西部)

No.	名称	所在地
15	ひまわり歯科診療所	青戸7-1-20 葛飾区歯科医師会館内
16	たんぼ歯科診療所	亀有2-23-10

緊急医療救護所(西部)

No.	名称	所在地
17	東部地域病院	亀有5-14-1
18	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	青戸6-41-2
19	平成立石病院	立石5-1-9
20	坂本病院	西新小岩4-39-20
21	亀有病院	亀有3-36-3
22	堀切中央病院	堀切7-4-4
23	イムス葛飾ハートセンター	堀切3-30-1
24	イムス東京葛飾総合病院	西新小岩4-18-1

※詳しくは32ページをご覧ください

